

令和6年（2024年）3月発行



第72号の内容

- ▼引っ越し関連の消費者トラブルにご注意！
- ▼災害に便乗した悪質商法にご注意ください！
- ▼令和5年度消費生活川柳 入賞作品のご紹介 ほか

引っ越し関連の消費者トラブルにご注意！

春は進学や就職で新生活を始めるために、様々な契約をする人が多く、賃貸住宅など引っ越し関連のトラブルが増える時期でもあります。トラブルに巻き込まれないために、以下のアドバイスを確認しましょう。



I 賃貸住宅、「原状回復」トラブル

賃貸住宅は、退去時の「原状回復」に関する相談が多く見られます。住み始める前から、「いつか出ていく時」に備えることが大切です。

事例

4年半ほど居住していた賃貸アパートを退去した際、退去の立ち合いで汚れを指摘され、経年劣化分を差し引いて請求するとのことだったが、請求書が届き、内容を確認すると立ち合い時に何も提示されていなかった諸経費が計上されていた。

アドバイス

- 賃貸借契約を結ぶ前に、貸主側からの契約内容の説明をよく聞き、分からないことがあれば、すぐに確認するなどして、内容をよく理解した上で契約するようにしましょう。
- 借主に不利な条件を見つけても、契約した後に条件の変更をするのは難しいことが多いため、契約時は貸主側から渡される契約書類をしっかりと確認しましょう。
- 入居する時は、できるだけ貸主側と一緒に賃貸住宅にキズや汚れなどがいないか、エアコンなどの備え付けの設備がきちんと動作するかなどを確認し、写真を撮ったりメモを取ったりしながら住宅の現状を記録に残しましょう。
- 退去するときは、入居時と同様、できるだけ貸主側と一緒に、記録を取りながら、現状を確認しましょう。精算内容をよく確認し、納得できない点は貸主側に説明を求めましょう。

2 不用品回収サービスのトラブル



引っ越しや自宅整理等の機会に利用される不用品回収サービスについても、トラブルが目立ちますので、サービスを利用する場合は以下のアドバイスを参考にしましょう。

事例

古い家具を回収してもらうため、不用品回収業者をネット検索し、見積もりを依頼したが、詳細な見積もりはもらえなかった。事前に回収してもらう家具の大きさを伝えており、回収当日、業者が乗ってきたトラックに問題なく積めるのにも関わらず、「家具が大きいから1つ上の料金プランに変更」と言われ、料金が変わった。また、事前確認で「クレジットカード払い可能、HP上のWEB割引利用可」と言われたが、利用できず、提示額の3万円を現金で支払った。契約書はもらえず領収書のみ受領した。

アドバイス

- 不用品の処分はお住まいの市町が案内するルールで処分する必要があります。市町の窓口に余裕をもって依頼しましょう。
- 市町以外に不用品処分を依頼する場合は、市町のHPや窓口への問い合わせで一般廃棄物処理業の許可業者を探し、複数社から見積もりをとり、追加料金がかからないことなどを確認した上で依頼しましょう。
- 事前の見積もりとは異なる高額な料金を請求された場合は、支払いを断りましょう。見積もりのために呼んだ業者とその場で契約した場合や、広告等の表示額と実際の請求金額が大きく異なる場合などは、特定商取引法の訪問販売によるクーリング・オフ等が適用できる可能性があります。



3 リコール情報の確認をしましょう

製品などに何らかの欠陥や不具合があり、安全上問題が生じる可能性が生じる場合に、事業者が製品の回収、修理などのリコールを実施することがあります。リコール対象製品の使用を続けると、火災やケガなどの事故につながる危険性があります。フリマサイトなどで中古製品を購入する場合は、購入前にリコール情報を確認しましょう。

アドバイス

- 消費者庁の「リコール情報サイト」(<https://www.recall.caa.go.jp/>)などを利用し、製品のリコール情報を確認しましょう。リコール対象製品である場合は、すぐに使用を中止し、メーカーや販売店などの事業者に連絡してください。
- 製造事業者が、購入された製品の所有者登録サービスを実施している場合があります。サービスを利用することで、自分からリコール情報を確認しなくても、製品の安全に関する情報を受け取ることができますので、登録しましょう。
- サービスを登録しない場合でも定期的にはリコール情報を確認しましょう。

災害に便乗した悪質商法に関するトラブルにご注意ください!



地震等の災害時には、それに便乗した悪質商法が多数発生します。悪質商法は災害発生地域だけが狙われるとは限りませんので、十分注意してください。

事例①

災害にあった地域に寄付をするため、「1枚でもいいので、服はないか。置いておいてくれたら、取りに行く」という電話があった。

事例②

災害支援のため、寄付金を集めているので、訪問するという連絡があった。

アドバイス

- 災害関連の寄付等の不審な電話はすぐ切り、来訪の申し出があっても断りましょう。
- 公的機関が、電話等で義援金を求めることは絶対にありません。金銭を要求されても、決して支払わないでください。
- 寄付をする際は、募っている団体等の活動状況や用途をよく確認しましょう。

他にも「火災保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」など保険金が使えると勧誘する手口について、全国の消費生活センター等に相談が寄せられていますのでご注意ください。住宅修理等の勧誘をされてもその場ですぐ契約せず、複数の事業者から見積もりを取って比較し、検討しましょう。

しらが（しらせる滋賀情報サービス）の御案内



しらが（しらせる滋賀情報サービス）では、ご希望の方に防災・防犯等の情報やイベントの案内などを配信しており、滋賀県消費生活センターからは、増加している消費者トラブルへの注意喚起や新卒の悪質商法の手口など消費生活情報を配信しています。

令和6年2月20日から新システムに移行しましたので、登録希望の方は、login@pref-shiga-info.mailio.jpへ空メールを送信してください。

※旧システムで登録されていた方も再登録が必要です。

(右のQRコードを読み取ると、空メールの送信画面が開きます。)



消費生活センターの Instagram を開設しました!



消費生活センターの Instagram を開設しました。消費生活トラブルの紹介など、消費生活に関するいろいろな情報を発信していますので、ぜひ、いいねやフォローをお願いします!



(Instagram)



「令和5年度消費生活川柳」の入賞作品のご紹介

滋賀県消費者被害防止共同キャンペーン期間(9月～11月)に合わせて、消費生活にちなんだ川柳「消費生活川柳」を募集しました。ご応募いただいた640作品から選ばれた入賞作品16作品のうち一部を紹介します。センターホームページでは他の入賞作品も紹介しています。

最優秀賞

これいいな
儲かるバイトは
闇がある

(布団が吹っ飛んださん)

優秀賞

キャッシュレス
時代の進歩に
足もつれ

(ピワジローさん)

優秀賞

カード払い
貯まるポイント
減る預金

(夕波千鳥さん)

優秀賞

セルフレジ
客がヘルプと
頭下げ

(福岡 たみ子さん)

優秀賞

詐欺だって
オレオレ・ロマンス
多様性

(華杏さん)

優秀賞

初回だけ
うっかり乗って
定期便

(PONちゃん)

「困ったな」「変だな」と思ったらすぐに消費生活相談窓口にご相談ください！

相談専用電話 ☎0749-23-0999

- 月～金 午前9時15分から午後4時まで 祝日、年末年始は除く
- インターネット消費生活相談もあります(PC・スマホからアクセス)



曜日や時間に関係なくご相談いただけます。「滋賀県内在住の方」からの「新規相談」が対象です。

消費者ホットライン ☎188(いやや！)

県の消費生活センターや最寄りの市町の相談窓口につながります



(インターネット相談)

「くらしのかわら版」第72号(令和6年3月発行)

滋賀県消費生活センター 〒522-0071 彦根市元町 4-1

TEL 0749-23-0999 (相談) 0749-27-2234 (事務) FAX 0749-23-9030

ホームページ <https://www.pref.shiga.lg.jp/shohi/>

X (旧 Twitter) https://twitter.com/shiga_shohi

Instagram https://www.instagram.com/shiga_shohi/



(ホームページ) (X (旧 Twitter)) (Instagram)